

○木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例

平成27年 6 月25日条例第24号

改正

平成28年 6 月24日条例第23号

令和 4 年 6 月23日条例第17号

木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 市は、市民活動の支援又は促進を図るため、木更津市市民活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、本市における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的又は自主的に行う活動（宗教活動、政治活動その他これらに準じる活動を除く。）をいう。

2 この条例において「市民活動団体」とは、専ら市民活動を行う法人その他の団体のうち、本市に主たる事務所を有し、主として本市において市民活動を行う、構成員の数が 3 人以上の団体をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木更津市市民活動支援センター	木更津市中央一丁目 4 番 9 号

(業務)

第 4 条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに啓発に関すること。
- (2) 市民活動団体相互の間又は市民活動団体と関係機関との間の交流及び連携の促進に関すること。
- (3) 市民活動に係る人材の育成に関すること。
- (4) 市民活動のための施設及び付属設備の提供に関すること。
- (5) 市民活動に係る相談に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の支援又は促進に関すること。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎週月曜日

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

(1) 第4条に規定する業務

(2) センターの使用及びその制限に関する業務

(3) センターの管理運営に関する業務

(4) センターの施設及び付属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(登録)

第9条 市民活動団体は、登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請をしたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしないものとする。

(1) 第2条第2項の市民活動団体に該当しないと認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、センターを利用することが適当でないものとして規則で定める要件に該当するものであると認めるとき。

3 指定管理者は、第1項の登録を受けた市民活動団体（以下「登録団体」という。）に係る名

称、主たる事務所の所在地、連絡先、代表者の氏名、活動内容等について公表するものとする。

(登録団体の変更等の届出)

第10条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

- (1) 当該登録団体を解散しようとするとき。
- (2) 登録の内容に変更が生じたとき。

(登録団体の取消し等)

第11条 指定管理者は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第9条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 前条の届出(同条第1号に該当するものに限る。)をしたとき。
- (5) 当該登録団体が解散したとき(前号に規定する場合を除く。)

2 指定管理者は、登録団体が前項第1号に該当するときは、期限を定めて当該登録の効力を停止することができる。

(使用者の範囲等)

第12条 施設等のうち、会議室又はメールボックスを使用することができるものは、登録団体とする。ただし、会議室については、規則で定める法人又は団体も使用することができる。

2 会議室又はメールボックスを使用しようとするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可)

第13条 前条第2項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に係る使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないことができる。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号

に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるおそれがあるとき。

（４） 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対するものであるとき。

（５） 当該申請に係る施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあるとき。

（６） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当するとき。

（７） その他センターの管理運営上支障があるとき。

３ 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付することができる。

（使用中止の届出）

第14条 使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る施設等（以下「許可施設等」という。）の使用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに指定管理者にその旨を届け出なければならない。

（使用許可の取消し等）

第15条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。

（１） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２） 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたと認めるとき。

（３） 第11条の規定により登録を取り消され、又はその効力を停止されたとき。

（４） 第13条第２項各号に該当する使用をしたとき。

（５） 第13条第３項の規定により使用許可に付された条件に違反したとき。

（６） 前条の規定による届出をしたとき。

（７） 災害その他の事故により許可施設等を利用することができなくなったとき又は本市が許可施設等を使用する必要性が生じたとき。

（利用料金）

第16条 使用者は、利用料金を許可施設等を使用する前に指定管理者に納付しなければならない。

ただし、使用前に納付することができないやむを得ない事情があると指定管理者が認めるときは、この限りでない。

２ 前項の場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

３ 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金の減額又は免除をすることができる。

(利用料金の返還)

第18条 既に徴収した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

2 利用料金の返還を受けようとする使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。ただし、指定管理者が申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

(使用の権利の譲渡又は転貸の禁止)

第19条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項等)

第20条 センターに入館する者は、センター内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項については、登録団体として行う場合にあっては、この限りでない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為をしないこと。

(2) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をしないこと。

(3) 物品の販売をしないこと。

(4) ポスター、チラシその他これらに類するものの掲示又は配布（メールボックスへの配布を除く。）をしないこと。

(5) 火気を使用しないこと。

(6) 喫煙をしないこと。

(7) 騒音、暴力等他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。

(8) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物を携行しないこと。

(9) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。

2 前項ただし書に規定する場合において、登録団体は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(物品販売等許可)

第21条 前条第2項の許可（以下「物品販売等許可」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、指定管理者に申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があったときは、センターの管理運営上支障がないと認めるときに限り、物品販売等許可をすることができる。

3 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、物品販売等許可に条件を付することができる。

(入館の禁止等)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

(1) 第20条第1項の規定に違反した者又は違反するおそれがある者

(2) センターの管理運営上必要な指示に従わない者

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上入館を禁止し、又は退館を命じる必要があると認める者

(立入り)

第23条 指定管理者は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者が指定する職員に、使用中の施設に立ち入らせることができる。

(原状回復)

第24条 使用者は、その使用が終了したとき（第15条の規定により使用許可の取消しがあったときを含む。）は、直ちに施設等を原状に復し、又は原状回復に要する費用を負担しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する場合において当該許可施設等を原状に復さないときは、自ら原状に復すとともに、当該許可施設等内の物品を他の場所において保管することができる。この場合において、当該原状回復又は当該保管に要する費用については、使用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第25条 センターの施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(警察署長への意見聴取)

第26条 市長は、第13条第2項又は第15条の規定により不許可又は許可の取消し等をしようとする場合で、必要があると認めるときは、センターを使用しようとする者等が暴力団の構成員又は暴力団に関係のある団体であるか否かについて、千葉県木更津警察署長に対し、意見を聴くことができる。

(木更津市市民活動支援センター運営協議会)

第27条 市民活動の支援又は促進について次に掲げる事項に関し調査審議するため、木更津市市民活動支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) 市民活動団体及びその他の団体並びに市民との間の交流及び連携の促進に関する事項
- (2) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関する事項
- (3) センターの管理運営に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、市民活動の支援又は促進について、市長が必要と認める事項

2 協議会は、前項に規定する審議のほか、前項各号に掲げる事項について市長に建議することができる。

3 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 登録団体の構成員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年10月1日から平成28年3月31日までのメールボックスの使用料は、別表メールボッ

クスの項中「1,000円」とあるのは「500円」と読み替えて適用する同表の規定による使用料とする。

附 則（平成28年6月24日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による利用料金の決定の手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされている登録及び許可は、施行日以後において新条例の規定により登録及び許可を受けたものとみなす。
- 4 施行日前になされた使用の許可で、その使用の日が施行日以後になるものに係る使用料の額及び当該使用料の納付並びに当該使用料の減免及び当該使用料の返還については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 この条例による改正後の木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による利用料金の決定の手続きその他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 新条例別表の規定は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第16条第3項）

施設等の区分	単位	利用料金
第1会議室	1時間あたり	370円
第2会議室	1時間あたり	210円
メールボックス	1年あたり	1,000円

備考

- 1 市外の者が会議室を使用する場合の利用料金は、施設等の区分に応じて本表に規定する利用料金に、その5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これに1時間に切り上げて計算する。
- 3 メールボックスの利用料金は、4月1日から翌年の3月31日までの利用料金とし、この期間の途中から、又は途中までの使用も同額とする。